

議案第6号

基山町国民健康保険条例の一部改正について

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第9条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改める。

第11条第1号中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

第12条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第21条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第31条各号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,855円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,425円

- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,280円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,850円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,215円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,025円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,240円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,050円

第31条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項及び第15項中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1号、第21条第1項、第31条及び第31条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第4項から第6項まで及び第8項から第15項までの改正規定については、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の基山町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）により、子育て世帯の経済的負担軽減を目的とし、国民健康保険税の未就学児に係る均等割額を減額するため、基山町国民健康保険条例を改正する必要がある。

令和4年3月11日原案可決